

民間住宅耐震対策事業を実施します

県では、民間の戸建て木

造住宅の耐震対策に取り
組むため、平成18年度か
ら耐震診断を希望する民
間の木造住宅へ耐震診断ア
ドバイザーを派遣していま
す。住宅の耐震診断を実
施するとともに、耐震性
に関する知識の普及・啓
蒙を行い、既存住宅の耐
震性能の向上を図っていま
す。

▽対象住宅

県内の昭和56年5月31日
以前に着工した戸建木造
住宅

▽派遣費用

1件あたり、2千円を負
担していただきます。

▽注意点

①同一所有者の申込は一
回に限らせて頂きます。

②受付は先着順に行いま
すので、予定の件数に達し
たときは、アドバイザーの
派遣を行わないことがあり
ます。

今年度も次のとおりアド
バイザー派遣を実施しま
す。

▽申し込み方法

受付開始日 6月1日
(月) 午前9時から

熊本県建築士事務所協会
へ、電話またはFAXで直
接申し込んでください。

▽内容

県内の住宅所有者の求め
に応じ、建築士の資格を
有する耐震診断アドバイ
ザーを派遣し、簡易調査
による一般診断法を基本
とした耐震診断を実施し
ます。

(本年度予定戸数 120戸)



「申・問」 社団法人 熊本
県建築士事務所協会事務局
〒862・0976
熊本市九品寺4丁目8-17
熊本県建設会館別館2階
☎ 096・371・2433
fax 096・371・2450

地上デジタル放送 に関する

説明会が行われます



2011年7月に現在視
聴しているアナログ放送が
終了し、地上デジタル放
送へと完全移行します。

この地上デジタル放送を
視聴するためには、地上
デジタル放送対応のテレビ
またはチューナーなどが必
要となります。また、ア
ンテナ工事などにも必要と
なる場合があります。

地デジ移行に便乗して、
架空の工事料金や加入負
担金を請求するといった詐
欺も発生しています。

そこで、特に高齢者、障
がい者を対象として地デ
ジについての正しい知識と
情報を得ていただくために
「地デジに関する説明・相
談会」を下記の日程によ
り開催します。

詳しくは、7月下旬頃全

世帯に郵送される「タウ
ンメール(ゆうメール)」をご
覧ください。また、説明・
相談会に参加出来ない人
のために、戸別訪問の「申
込書」も同封されますの
で、希望する人は「申込書」
に必要事項記入のうえ、お
申し込みください。

●説明会会場および日程

▽中央公民館 視聴覚室

8月3日(月)

▽文化センター 会議室

8月5日(水)

▽小岱工芸館 多目的ルーム

8月11日(火)

▽メディア交流館 多目的
ルーム

8月13日(木)

※いずれの日程も2回開催

①午前10時30分、

②午後2時、

「問」総務省 熊本県テレ
ビ受信者支援センター

☎ 096・325・6255

fax 096・325・6288

第16回あらお荒炎祭

とき 8月1日(土)

ところ 荒尾競馬場

★オリジナルTシャツ絶賛発売中!
みんなであらお荒炎祭を盛り上げましょう!

- 価 格 1,500 円
- サイズ XS・S・M・L・XL
- 色 白・黒
- 販売期間 7月24日(金)まで

● 販売場所 商工観光課 ☎ 63-1421・観光物産館 ☎ 66-0939

[申・問] あらお荒炎祭実行委員会(商工観光課内) ☎ 63-1421



ご存じですか？ 障がい者への手当制度

特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

重度障がい者に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の手助けとして手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的としています。

■ 手当の種類と支給要件 ■

特別障害者手当

在宅の20歳以上の人で、政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人。

ただし、次に当てはまる場合は手当の支給が受けられません。

1. 手当を受ける人、または配偶者、および生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定額以上である場合。
2. 障がい者が通所施設等を除く施設（例：老人ホーム等）に入所している場合。
3. 障がい者が病院または診療所に3ヶ月以上入院した場合。

障害児福祉手当

20歳未満の人で、政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人。

ただし、次に当てはまる場合は手当の支給が受けられません。

1. 児童が通所施設、養護学校の寄宿舎を除く施設に入所している場合。
2. 児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合。ただし、その全額が支給停止されている場合を除きます。
3. 児童の前年の所得や、児童の配偶者・扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合。

特別児童扶養手当

20歳未満の身体または精神に中度以上の障がいを持つ児童を監護する父・母または父母に代わって児童を養育している人。

ただし、次に当てはまる場合は手当の支給が受けられません。

1. 手当を受ける人または児童が日本に住んでいない場合。
2. 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所している場合。
3. 児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合。ただし、その全額が支給停止されている場合を除きます。
4. 手当を受ける人、または配偶者、および生計を維持する扶養義務者の前年の所得が一定額以上である場合。

【問】福祉課 ☎ 63-1406

介護保険負担限度額認定を更新してください

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設および短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）などの居住費（滞在費）・食費は、過重な負担とならないように住民税の課税状況や年金収入額などの状況に応じて申請により軽減されます。既にこの適用を受けている人は6月末で適用期間が満了となりますので、認定を引き続き受けるためには再度申請書の提出が必要です。なお、更新するための申請書は各入所施設などに依頼していますのでご確認ください。この適用を新たに希望する場合にも申請が必要です。介護保険係窓口にご提出ください。

負担限度額適用表（1日あたり）

利用者負担段階	対 象	居住費（滞在費）の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	820円	490円	490円 ※（320円）	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円 ※（420円）	320円	390円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で利用者負担段階が第2段階以外の人	1,640円	1,310円	1,310円 ※（820円）	320円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

【問】健康生活課介護保険係 ☎ 63-1418